

お知らせ

記者発表資料

令和7年4月11日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、過失による粗雑工事及び不正又は不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

鹿島道路株式会社 東京都文京区後楽1-7-27

2. 指名停止措置期間

令和7年4月11日 ～ 令和7年7月10日 (3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

別紙のとおり

5. 指名停止措置理由

別紙のとおり

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長

さくらい よしひこ
櫻井 克彦 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

ひろた たかひさ
廣田 貴久 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

ひらもと けんじ
平本 健司 (内線130)

◎総務部 経理調達課 課長補佐

つじ こういちろう
辻 孝一朗 (内線132)

別紙

4. 事実の概要

(1) 過失による粗雑工事（措置要領別表第1第2号）

当該業者が受注し施工した広島国道事務所発注の「令和2年度東広島・呉道路阿賀地区舗装工事」において、発注者である広島国道事務所と当該業者との契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果、当該業者は、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を行っていたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、当該業者が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

(2) 不正又は不誠実な行為（措置要領別表第2第15号）

当該業者は、広島国道事務所発注の「令和4年度東広島・呉道路阿賀地区舗装外工事」、「令和4年度国道54号基町地区交差点外改良舗装工事」、「令和4年度国道31号・185号呉保守工事」において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。

これらの工事においては、発注者である広島国道事務所と当該工事の受注者との契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、当該工事の受注者からも当該業者に対し「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果、当該業者は、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、当該業者が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

5. 指名停止措置理由

(1) 過失による粗雑工事（措置要領別表第1第2号）

当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第2号>

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上6ヵ月以内</u>

(2) 不正又は不誠実な行為（措置要領別表第2第15号）

当該業者は、アスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票を認識しながら出荷するという不適切な体制となっており、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不相当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第15号>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>